

# 東京書籍の「返答」に再質問状を送付

## 東京書籍、帝国書院、文部科学省への訂正要求にご協力を

本誌編集長 柚原 ゆはら 正敬 まさたか



帝国書院と東京書籍の  
中学校用地図帳

### 事実を無視した東京書籍の曖昧な「返答」

中学校の地図帳で、台湾が中国（中華人民共和国）の領土とされている問題について、本誌前号で、『新編中学校社会科地図』を発行している帝国書院と『新しい社会科地図』を発行している東京書籍に対し、七月四日付で送付した公開質問状の内容を紹介した。

その後、東京書籍からは七月十九日付で、編集局社会編集部 福田行高氏名で「返答」が届いた。この「返答」は二点からなっている。一点は、質問状の「台湾が中華人民共和国の領土となった事実はない」「台湾を中華人民共和国の領土と承認していない日本政府の立場とは異なる」という指摘に対する、次のような内容の返答である。

〔「新編新しい社会科地図」は、文部科学省検定済み教科書としての地図帳でございます。文部科学省の検定基準では、

外国の国名の表記は、原則として『世界の国一覧表』によることと定められております。『世界の国一覧表』は、外務省監修のもとに発行されております。台湾は独立国家として扱われておりません。対外関係、すなわち国名を含めた領土・領域の記載につきましては、こうした書を含めて日本政府の見解に基づいて取扱っております。〕

また、もう一点は、台湾の「一九四五 中国へ返還」という記述は重大な誤りと指摘したことに對してのものだった。

〔台湾と日本との第二次世界大戦終了後のかかわりにつきましては、以下の二点をふまえて記載いたしております。一つは昭和20年8月に受諾したポツダム宣言でございます。ここには「カイロ宣言の条項は履行せらるべく、又日本国の主権は、本州、北海道、九州及四国並に吾等の決定する諸小島に局限せらるべし」と記されております。もう一点は、昭和20年10月25日に台北において当時の台湾総督らが署名しました

降伏文書でございます。これ以降、台湾は事実上日本領でなくなっております。〕

＊

この東京書籍からの「返答」は、本誌読者もお気づきのように、歴史事実としてあやふやなところが少なくなく、見解の相違とは言えない到底納得しがたい内容だった。そこで、改めて先の二つの質問事項を添付し、八月三十日付で再質問状を送付した次第だ。ただし、「返答」が「編集局社会編集部福田行高」名で送付されてきたことに敬意を表し、「日台共栄」編集部編集長 柚原正敬」名で送付している。以下に、再質問状の内容を紹介する。

## I 『世界の国一覽表』における台湾の取扱いについて

〔確かに、ここで触れられている「こうした書」すなわち外務省編集協力になる『世界の国一覽表』において、台湾は独立国家として扱われているのではなく、「その他の主な地域」の項に掲載されています。しかし、その「領有ないし保護などの関係にある国」の欄には日中共同声明の一文が記されているだけで、どこにも中華人民共和国が台湾を「領有」や「保護」をしていると記されていません。〕

それは、台湾の次に掲載されている「ホンコン（香港）特別行政区」や「マカオ（澳門）特別行政区」における「領有

ないし保護などの関係にある国」の記述と比べてみれば一目瞭然です。

そこには「『一国二制度』による自治が認められた中国のホンコン特別行政区」「『一国二制度』による自治が認められた中国のマカオ特別行政区」とあり、香港やマカオが中国、即ち中華人民共和国の領土であることを明記しています。もし御社が主張するように、台湾が中華人民共和国の領土だとしたら、なぜ香港やマカオと同じように記述しないのでしょうか。この記述と台湾のそれを対比してみれば、台湾が中国領でないことはあまりにも明瞭なことであり、異論を差し挟む余地はありません。

ましてや、当時、日中共同声明に署名して帰国した大平正芳外相は、自民党両院議員総会の場で、次のように明言していました。

「台湾の領土の帰属の問題で、中国側は中国の領土の不可分の一部と主張し、日本側はそれに対して『理解し、尊重する』とし、承認する立場をとらなかつた。つまり従来の自民党政府の態度をそのまま書き込んだわけで、日中両国が永久に一致できない立場をここに表した」

このように、日中共同声明において日本は台湾を自国領とする中国の主張を承認しなかつたことは明らかなかことであり、今もその姿勢にいささかの変化もありません。

しかしながら、御社からの「返答」は『世界の国一覽表』以外にどのような「日本国政府の見解に基づいて取扱って」いるのかを明記していないため、さっぱり要領を得ません。さらに、一地域が独立国家として扱われていないことを理由として、なぜ他国の領土に編入されてしまうのか、これまた理解し難いことであり、このような措置にはまったく整合性がありません。

## II 「一九四五 中国へ返還」記述に関して

「中国への返還」があつたと強弁する中華人民共和国も、常にこのカイロ宣言（あるいはポツダム宣言）と台北における降伏文書への署名をその法的根拠として挙げています。御社の見解と中華人民共和国とのそれとがほぼ一致するのは果たして単なる偶然なのでしょうか。そこで、御社と中華人民共和国が一致する見解の誤りについて明らかにいたします。

(一)「返答」にはなぜか触れられていませんが、周知のようにカイロ宣言（あるいはポツダム宣言）は「日本国が清国人より盗取したる」台湾及び澎湖島の中華民国への「返還」を謳ったもので、それが日本に対して拘束力を持つようになるのは、実際には昭和二十年九月二日、米艦ミズリー号上で日本が「降伏文書」に署名した時点からです。

しかし、日本が「返還」を誓ったからといって、その即時

実施が求められたわけではなく、それが実施されないまま、日本はサンフランシスコ講和条約を締結し、台湾を中国に「返還」することなく、それに関する主権を放棄したというのが歴史の経緯です。この新たな取り極めに抵触する「降伏文書」における規定が、講和条約をもって無効になるのは国際法の常識です。

(二)次に、台北での「降伏文書」ですが、「返還」が実施されなかった事実を覆い隠すため、中華人民共和国が常に法的根拠として持ち出してくるのがこの「降伏文書」です。しかし、これは「返還」の法的根拠などにはなり得ません。

なぜなら、この文書は九月二日、日本が「降伏文書」に署名した直後に出された連合国軍最高司令官マッカーサーによる「中国（満州を除く）台湾及び北緯十六度以北の仏領インドシナにある日本国の先任指揮官ならびに一切の陸上、海上、航空および補助部隊は蒋介石総統に降伏すべし」との一般命令第一号のI-A項に基づき、中華民国が任命した陳儀・台湾省行政長官兼警備総司令が安藤利吉・台湾総督兼第十方面軍司令官に交付したものにすぎないからです。（中略）

安藤総督が中華民国側の「統治権の接收」に従うことを約束したからといって、それだけで領土という主権の変更が行われたなど、国際法の常識からはとうてい考えられないことだからです。また、この場合の統治権とは単に行政権を意味

するもので、日本の台湾総督府が台湾を接収した中華民国台湾行政長官公署への行政権の引き渡しと考えるのが妥当であり、決して「返還」ではありませんでした。

もしこれを「返還」と認めるならば、なぜ日本は台湾などを放棄すると謳ったサンフランシスコ講和条約に署名したのか、合理的説明がつかなくなります。講和条約締結の時点まで、法的に台湾が日本の領土と認められていたからこそ「放棄」が成立するのです。「返還」した領土を「放棄」することなどありえません。

以上のことから結論を申せば、日本はサンフランシスコ講和条約に基づいて台湾を放棄しただけであり、一九四五年に「中国への返還」は行っていません。それは同条約の締結国であるアメリカやイギリスなど連合国の見解であるだけでなく、実は中華民国ですら日華平和条約を通じ、その取り極めを承認しているのです。

それでも中華民国は自らの台湾統治を正当化すべく、そして中華人民共和国もまた中華民国の承継国家として台湾を手中に収めるべく、これまで「一九四五年の中国への返還」を歴史事実であるかのごとく宣伝してきた、いわば一種のプロパガンダなのです。従って、日本の子供たちが使用する地図帳で、台湾について「一九四五 中国へ返還」と記述することは重大な誤りです。

もしこの地図帳を使っている生徒から「台湾の人々は中華人民共和国の旅券で日本に入国することになっているのですか」とか「日本人が台湾に行く場合、中華人民共和国のビザを取得して行かなければならないのですか」という質問があった場合、御社はいったいどのように答えられるのでしょうか。

### 教科書問題委員会を設置

再質問状に対する東京書籍からの返答はまだない。「必ず返答する」と言った帝国書院からは、未だに返答が届かない。誠意と良識ある返答を待ちたい。

この問題を正すのは基本的に教科書会社であるが、問題を指摘しない文部科学省の検定姿勢にも責任の一端がある。そこで、今後この問題を徹底的に追究し、正常な記述に戻すべく、日本李登輝友の会本部内に「教科書問題委員会」を設置した。委員長には田久保忠衛氏（本会副会長、新しい歴史教科書をつくる会理事）、委員には佐藤健二氏（本会理事、東京都教師会会長）と勝岡寛次氏（本会会員、明星大学戦後教育史研究センター専任研究員）に就任していただいた。

なお、会員の皆様には、東京書籍と帝国書院及び文部科学省への訂正要求にご協力をお願いします。連絡先は「編集部だより」をご参照ください。